

平成26年第4回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成26年12月11日

京都府相楽郡笠置町議会

平成26年第4回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成26年12月11日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成26年12月11日 9時30分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成26年12月11日 13時45分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 事	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	3 番	大 倉 博		4 番	西 村 典 夫		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成26年第4回笠置町議会会議録

平成26年12月11日～平成26年12月17日 会期7日間

議 事 日 程 (第1号)

平成26年12月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第6号 平成26年度笠置町一般会計補正予算(第3号)に伴う専決処分の承認を  
求める件
- 第5 議案第31号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第6 議案第32号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
- 第7 議案第33号 笠置町国民健康保険条例一部改正の件
- 第8 (撤回により削除)
- 第9 議案第35号 平成26年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第10 議案第36号 平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件
- 第11 議案第37号 平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬を迎え気ぜわしい季節になってまいりました。本格的な冬の到来で日増しに寒さが増してまいりましたが、体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成26年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成26年12月第4回笠置町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番議員、大倉博君及び4番議員、西村典夫君を指名いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月17日までの7日間に決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

去る10月20日、京都府議会・市町村議会正副議長研修会が平安ホテルで開催されました。正副議長が出席いたしました。地方分権の進展に伴って、地方議会においても執行機関に対する監視機能の充実とあわせ調査機能や政策立案機能の強化を図ることが求められていることから、府議会と市町村議会が共通の理解を深める研修会でありました。前半は、大安心・大交流と地方創生について知事の講演を受けまして、後半は、府議会・市町村議会の意

見交換会を行いました。

11月12日、東京NHKホールにおいて第58回町村議会議長全国大会が開催されまして、出席いたしました。全国の町村議会の総意を結集し、我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神の原則に立ち、住民自治に基づく真の分権型社会を実現するため、決議と要望を行い、関係省庁に提出いたしました。全国大会終了後は、各町村の当面する諸問題について、京都府選出国會議員と懇談会を行いました。

翌13日から14日におきましては、長野県南箕輪村に議会改革と活性化方策についての視察研修を行いました。それに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

なお、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

以上、議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

師走に入りまして、寒さも一段と増してまいりました。議員各位には、御壮健にて御活躍をいただいております。また、御多用の中、全員の御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、今日まで、笠置町の抱える課題を精査しながら、その解決に向かっていろいろな取り組みを進めてまいりまして、地域の活性化、少子高齢化など、その計画を実行すべく努力をいたしております。

その主な事業といたしましては、1つには、笠置町探られる里プロジェクトであります。地元住民と町外在住者と産官学連携による笠置町探られる里プロジェクトチームであります。再発見した食、農業、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を地場産業に高付加価値をつけながらふるさと産品づくりに役立てる取り組みを行う。特に観光、農業といった既存産業は、従事者の高齢化に伴い後継者不足が大きな課題となっているため、担い手の確保、支援の観点から、人材の確保を念頭に事業を行ってまいりたいと思います。2つ目には、京都府事業で実行が決まっております地域主導型事業で、白砂川改修事業の着工であります。3つ目には、荒廃農地の有効活用事業、4つ目には、家庭ごみの資源化を目指したガス化プラントなど、活性化策のそれぞれの具体化を目指してまいりたいと思います。

それでは、今議会に提案いたします案件は、承認案件1件、審議案件7件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

9月以降の諸般の報告を簡単に申し上げてまいりたいと思います。

10月3日、京都府戦没者追悼式が京都国際会館で開催されました。

10月7日、相楽広域事務組合で京都府に対し要望活動を行ってまいりました。相楽圏内市町村の振興策、ごみ、し尿処理問題等、振興局、そして京都府知事宛て要望活動を行いました。

10月10日、京都府町村会議が平安会館で行われ、災害による被災者の生活の再建、地方再生等の具体的な取り組み等について討議が交わされました。

10月16日、住宅新築資金議会と退職手当組合議会在京都府自治会館で開催されました。

10月27日、相楽広域事務組合議会在開催され、平成25年度歳入歳出決算認定、補正予算、条例改正等が審議されました。

10月29日、加茂笠置組合議会在木津川市役所で開催されました。

11月7日でございますが、町制80周年記念式典を開催し、多くの来賓を御招待いたしまして、過去の歴史を顧みながら、今後の笠置町の発展を誓い合ったところでございます。また、町運営に功績のあった10名様に自治功労者表彰、多額の御寄附をいただきました篤志家の2名様に善行表彰、そして物品等の御寄附をいただきました3名様に感謝状をそれぞれお送りさせていただきました。

11月16日、和束町制60周年記念行事が行われ、お茶の京都をPRされておりました。

11月17日、相楽中部消防組合議会在と広域事務組合議会在開催され、それぞれ平成25年度決算認定、補正予算、条例改正等が審議されました。

11月18日から20日まで、3日間でございますが、東京都内で京都府町村臨時議会在行われ、NHKホールで町村会全国大会、そして簡易水道、治山治水、国民健康保険事業、それぞれ全国大会が行われ、出席をしてまいりました。

11月21日、部落解放山城ブロック統一意見交換会在精華町役場で開催され、人権問題、特に教育啓発活動、事前登録型本人通知制度、インターネット利用の差別書き込み、ヘイトスピーチ等、人権に関する討議がされ、山城15市町村が出席をいたしました。

11月26日、山城病院組合が開催され、山城病院、そして介護老人保健施設の平成25年度決算認定、条例改正、平成26年度補正予算等が審議されました。

11月27日、山水会在南山城村で開催され、木津川市、相楽郡内の行政、教育、農業、工業、商業、学研都市機構の各関係者が出席をいたしまして、相楽の発展等について討議さ

れました。

12月1日、相楽東部広域連合議会が開催されました。

12月4日、人権啓発街頭啓発が笠置駅前で行われ、当町の人権啓発事業に協力をいただいている各種団体の関係者12名が啓発活動を行いました。

12月7日、第5回鍋フェスタが、いこいの館で行われ、成功裏に終了できました。御協力をいただきました各種団体、町民の皆様のおかげと深く感謝を申し上げます。

以上、諸般の報告といたします。

議長（西岡良祐君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第4、承認第6号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第6号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

11月21日に衆議院が解散し、12月14日投開票で衆議院議員総選挙が執行されることとなりましたので、地方自治法第179条の規定により、専決処分を行ったものであります。

補正は、219万1,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ13億6,728万6,000円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） おはようございます。失礼します。

それでは、承認第6号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件について説明させていただきます。

先ほど町長からもありましたように、11月21日に衆議院が解散され、12月14日に投開票が行われます。選挙に係る経費について事前の準備等が必要になりますので、11月21日で専決処分を行わせていただいております。

それでは、歳入から説明させていただきます。7ページをごらんください。

14款府支出金、委託金、総務費委託金、選挙費委託金といたしまして、衆議院議員選挙の委託金が217万円、最高裁判所裁判官の国民審査費といたしまして1万円の合計

218万円を計上しております。

18款繰越金1万1,000円を前年度繰越金で不足分を充当しております。

歳入につきましては以上です。

1ページおめくりいただきまして、8ページをごらんください。

2款総務費、選挙費、衆議院選挙費といたしまして、補正額219万1,000円です。

内訳といたしましては、報酬で29万3,000円、こちらは当日と期日前投票の管理者、開票の管理者及び立会人の経費となっております。職員手当33万2,000円につきましては、時間外勤務手当、期日前投票の従事も含めまして計上しております。賃金につきましては、投開票当日の事務従事者、それから各地区の選挙公報の配布、当日の第1投票所での交通誘導員等の賃金で99万9,000円計上しております。旅費6,000円は、委員長会議等の出張費、需用費、役務費につきましては事務経費として計上しております。委託料の17万円は、町内19カ所のポスター掲示板の作成、設置、撤去に係る費用を委託するための17万円を計上しております。

めくっていただいて、9ページの使用料につきましては、会議等での駐車料金を計上しております。

以上、補正額219万1,000円となります。よろしく願いいたします。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

8ページ、委託料、ポスター掲示板設置撤去事業委託について、このことについて、笠置町において急なことで業者がやっとこさ見つかって安堵したということが新聞報道されておりました。何回か質問しておるわけですが、こういうこともまた今後起こるかもしれませんので、町内の業者の方に申請とか資格取得、そういうことを促させていくようにされるべきではないのでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。今の御質問にお答えさせていただきます。

今回のポスター掲示場の設置につきましては、例年でしたら、うちの指名業者登録されている業者と業者の中でも京都府の広告業の登録をされている業者を選定して、見積もりによる入札をしております。

今回は、おっしゃったように急なことでしたので、事前の準備もできず、同じように見積書による入札をお願いしたところ、いつもの業者、3業者あるんですけども、そちらのほ



うも対応できないということで一旦お断りがありました。ただ、それではうちのほうは業務ができませんので、いつもお願いしているところに頼み込んだという経過があります。

おっしゃったように、登録につきましては、京都府のほうにうちの業者も登録していただきましたら参加もしていただけます。ただ、こちらからしてくださいねということとはなかなか言えませんので、業者さんのほうにお任せしないとイケないということになります。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 以前は笠置の業者の方にしていただいていた経緯もございます。個々に周知されることには問題が生じるかもしれませんが、商工会などを通じて周知していけば、そういう問題は起こらないと思います。

金額にしてみれば17万、そんな大きな金額ではありませんけれども、地元の業者にしていただくということは地元の仕事もふえるわけですから、ぜひともそういうことを考えて手だてをしていただきたい。そのように思います。どうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

ただいまの件ですが、検討はさせていただきたいと思いますが、うちのほうからやはり業者に直接は無理かと思います。

広告業の登録の必要が生じたのもかなり以前になりますので、そこらは御存じなのかなと思いつつ、こちらも手だてはしておりませんでした。おっしゃるように、商工会等の事務局のほうともちょっと相談はさせていただきたいと思いますが、登録については業者にお任せするという形は変わらないということで御了承いただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） ほかにないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第6号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第6号、平成26年度笠置町一般会計

補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第5、議案第31号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第31号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

平成26年8月に発表されました人事院勧告に伴い、職員の給与について改正を行うものです。内容といたしましては、給料表の改正、通勤手当の増額、勤勉手当の支給月数の改正となっております。

なお、施行は公布の日からとなりますが、適用は平成26年4月1日となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

それでは、議案第31号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について説明させていただきます。

今回、人事院勧告に伴いまして、給料表の改正、通勤手当、勤勉手当の改正が行われました。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、通勤手当です。当町では、2キロ以上の職員に対し、通勤用具、自動車等の用具を使っの通勤に対して支給をしております。100円から最大7,100円までの増額となっております。2キロメートル以上5キロまでは100円増額の2,100円に、片道5キロメートル以上10キロメートル未満は100円増額の4,200円に、10キロ以上15キロ未満は600円増額の7,100円に、15キロ以上20キロ未満は1,100円増額の1万円に、20キロ以上25キロ未満は1,600円増額の1万2,900円に、25キロ以上30キロ未満は2,100円増額の1万5,800円に、30キロ以上35キロ未満は2,600円増額の1万8,700円に、35キロ以上40キロ未満は3,100円増額の2万1,600円に、40キロ以上45キロ未満は3,500円増額の2万4,400円に、45キロ以上50キロ未満は4,400円増額の2万6,200円に、

50キロ以上55キロ未満は5,300円増額の2万8,000円に、55キロ以上60キロ未満は6,200円増額の2万9,800円に、60キロ以上の職員につきましては7,100円増額の3万1,600円とそれぞれ増額されております。

続いて、7ページ、勤勉手当のほうの説明をさせていただきます。

第18条の7の第1項につきましては、現行は「次の各号」となっておりますが、号数が1号ですので、そこを「第1号」と修正しております。

最終ページ裏面、8ページをごらんください。

こちらで勤勉手当の支給月数の変更を行っております。現行では、6月と12月それぞれ100分の67.5カ月分を支給することとなっておりますが、今回の改正で100分の15カ月増となりますので、その分を12月の勤勉手当に増額して、6月では100分の67.5と現行どおり、12月で100分の82.5として、年間の支給月数を100分の150となっております。

今回、給料表の改正ですが、給料表につきましては新旧対照表で掲載しておりません。3ページから5ページまで給料表を掲載しておりますので、そちらをごらんいただけたらと思います。平均で0.3%増額となっておりますが、一部というか、高い号俸になりますと減額されるところも出ておりますが、平均では0.3%増額の支給となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回ですので、申し添えます。質疑はありませんか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先日の議会運営委員会で、ある議員が、国の要請等を踏まえた減額措置を実施せず、今回なぜ給与改定されるのかという話が議題に上がっておりましたけれども、その中で行政側はラスパイレスが低いからおっしゃっていました。

それで、笠置町の公式インターネット、笠置町の給与・定員管理等についてを見ると、国の要望等を踏まえた減額措置の取り扱いを実施せず、その理由として、給与水準がもともと低いためとなっております。そして、そのラスパイが、笠置町は20年4月は80.6、要するに国が100万あれば町が80万しかもらえないという基本の考え方、それから25年4月には90.9、25年7月が90.1となっております。

これは公式のホームページで載っておりましたので、確かに国が100万円もらったら町の職員が80万6,000円しかもらえない。25年7月では、今言ったように100万円

のところ90万1,000円しかもらえないと。あと、類似団体とかありましたけれども、類似というのは、恐らく和束とか、南山城とか、伊根町とか、その辺のところ、それよりもやはりまだ低い数字になっておりました。

そして、新聞報道によりますと、これは日経新聞の25年2月9日の調査なんですけれども、全国市町村、いわゆる政令都市を除いて1,722団体があって、笠置町は1,703番。要するにワースト、一番低いほうですね。1,722のうち、1,703番となっております。これが平成24年4月、そのときにはラスパイが93.3と書いておりました。

ところで、この低い給与なんですけれども、何年ぶりの給与改定ですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

給料表の改定なんですけれども、前回の給料表自体の改定は、平成23年にありました。それ以降の改定になります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 確かに23年から3年間ですかね。ところが、今、26年4月からさかのぼって今度やるということなんですけれども、この人事院がやった国の改定も同じなんですけれども、国の改定は何月からさかのぼって、26年4月1日からですか、いつですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 御質問にお答えいたします。

国のほうの勧告も26年4月1日から遡及しての支給となっております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

新聞報道なんですけれども、これもことしの11月の末に、日経新聞では、近畿の55市町村、うち23町村は対象企業がないのに、民間調査なく何で賃上げされるか。その中には、京都府では笠置町、伊根町、南山城村が入っております。

そして、それはいいんですけれども、町長、最後に行政のトップとして、人事院勧告とはどういうことか。どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 国の人事院で給与水準等をいろいろ精査しながら国家公務員、地方公務員等における給料についていろいろ審議されているところだと、私は理解をいたしております。

す。

今回の人事院勧告につきましても、やはり先ほど大倉議員、笠置町、伊根町、南山城村とおっしゃいましたが、南山城村の賃金水準はかなり高いです。だから、笠置町、それから類似団体というのは、町村ではなくて一部事務組合を指している場合があります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 最後に、確かに南山城は高いと、前のラスパイ、ちょっときょう持ってこなかったんですけども、一応先ほど言いましたように、京都府ではその3町が入っております。

そして、今、人事院とおっしゃったけれども、これは事業所というのは、社員が50人以上で、事業所の従業員が50人以上の2つの条件を満たす民間企業があるかどうかということで、笠置町にはないから、そういうことなんですよ。町長、トップとして、やはり従業員、いうたら社員ですよ、社員の給与を上げるのに、やっぱりそういうことも一番大事なんです。

社員に気持ちよく仕事をしてもらおうと思えば、やはりそういったことも踏まえて、今後、ここにも書いていますけれども、「限られた税金を配分する以上、透明性の確保と住民の納得が欠かせない」とあります。だから、今後とも、これを機会により職員の仕事をお願いしたいと思って、この質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

国家公務員の行政職は大体給料も決まっておりますけれども、最近テレビを見ておりましたら、年長者は給料は下がるというように放送しておりましたが、笠置町はいかがですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃったように、若年層に対しては、今回の勧告も給料表では増額されております。高年齢層になりますと、昇給幅というか、号俸の金額も少ないですし、下がる職員もうちのほうでも何名かおります。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

この前の議会運営委員会でもちょっとお聞きしましたけれども、笠置町の、先ほど大倉君が町が決めるとかおっしゃいましたけれども、等級は誰が決めるんですか。仕事の、いうたらできない人、できる人も中にはいると思いますよ。それはいろいろ聞いておりますけれど

も、年齢に応じて上げていくのか。それから等級は誰が決めていくのか、ちょっとお聞きします。誰でも結構。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま石田議員からの質問がございました。あくまで昇給、降格等について、誰が決めるかということでございます。

当然、人事権はトップの笠置町長にありますし、その中の仕組みとしまして、笠置町では勤務評価制度をしいた中で、その評定に基づいて昇給、降格等になっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番。

トップが決めるのは当然でございますけれども、ちょっともう一点だけ。

車の距離に応じてですけれども、2, 100円から3万1, 600円までの格差が大きいので、これからなるべくやはり一番少ない2, 100円だったら何人ぐらいおられるのか。3万1, 600円を支払いしているのも、これは国から決まってきたと思いますけれども、3万1, 000円も3万2, 000円も払ったら大変かと思しますので、今後なるべく近くのお方から職員に選んでいただけますように御協力を願います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、石田議員は、できるだけ通勤費の安い近くの方を職員に採用しなさいよという意味だと思います。私もそれには大賛成であります。

しかし、職員の採用に当たっては、それも大事なんですが、職員の質というのも大事なように思います。今後、採用に当たっては、そういったことも十分に考慮に入れながら採用してまいりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

今の6議員の石田さんの関連質問でいきたいと思っております。

この距離数なんですけれども、5キロメートル未満から60キロ以上と書いてあるんですけれども、この中で、職員の人たちのキロ数、最大何キロの範囲から通勤されているのか。今わからなかったら後日で構いませんので、そのデータをちょっと出していただけたら出してほしいと思います。出せなかったら次で結構です。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

通勤距離のリストですけれども、ちょっと今持ち合わせておりませんので、後ほど提示させていただきます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第31号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第31号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第6、議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

児童扶養手当法改正に伴い、文言の整理を行うものです。

なお、施行日は平成27年1月1日となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

それでは、議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について説明させていただきます。

今回、児童扶養手当法が改正されたことに伴いまして、当町の消防団員の公務災害補償条例の附則について条番号を修正しております。

新旧対照表でごらんいただきたいと思います。3枚目、最終ページになります。

附則第5条の7第1号の3行目です。「児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」というものを「児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改めております。

同じく第2号におきまして、「児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」となっておりますのを「児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」と改めております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第7、議案第33号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第33号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が、平成26年11月19日に公布されたことに伴い、関連する笠置町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。税住民課長。



税住民課長（石川久仁洋君） 議案第33号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について御説明いたします。

それでは、2ページ、新旧対照表をごらんください。

今回の改正につきましては、第6条に規定いたします国民健康保険被保険者の出産育児一時金を39万円から40万4,000円に改めるものでございます。

改正の理由といたしましては、産科医療補償制度の見直しにより、掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられることになりましたが、掛金を含めた出産育児一時金総額の42万円を維持することが社会保障審議会医療保険部会において決定されましたので、これに基づき一時金の額を改めたものでございます。

なお、この条例は平成27年1月1日から施行します。

以上、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について説明を終わります。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第33号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第33号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前11時45分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） 議案第34号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定の件について、町長より撤回の申し入れがありましたので、これを許可いたしましたので報告いたします。

なお、議事日程第8は削除いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第9、議案第35号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第35号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,670万5,000円を増額し、14億9,399万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容といたしましては、包括支援センターの移転に伴う経費といたしまして104万円、人事院勧告に伴う人件費の増額として総額512万4,000円、農地管理システム改修に伴う経費として183万6,000円、償還金として1億400万円を計上いたしております。財源といたしましては、府支出金や地方交付税、減債基金の取り崩しによる繰入金等を充当いたしております。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第35号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第4号）につきまして内容の説明をさせていただきます。

私のほうからは、歳入と歳出につきましては総務財政課所管の部分について説明させていただきます。

それでは、歳入から説明させていただきます。10ページをごらんいただきたいと思います。

10款地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税といたしまして1,000万円増額しております。これは、交付額の確定によりまして増額としたものでございます。

続いて、14款府支出金、2項府補助金、民生費府補助金で127万7,000円。こちらは、老人福祉費補助金といたしまして老人医療費の増額に伴う助成がふえたものでございます。

同じく農林水産業費府補助金で農業費府補助金181万円、こちらは農業委員会補助金となっておりますが、農地改修システムの補助を計上させていただいております。同じく林業

費補助金といたしまして28万1,000円、こちらは山城地域の広域有害鳥獣捕獲事業を実施いたすための28万1,000円、全額補助金となっております。

同じく府支出金の委託金であります、総務費委託金で統計調査費委託金1万1,000円を減額しております。こちらは、工業統計調査と農林業センサスの委託金の交付額が確定しましたもので1万1,000円を減額させていただいております。

続いて、15款財産収入でございますが、財産運用収入、財産貸付収入といたしまして、土地貸付料11万4,000円を計上しております。いこいの館の多目的グラウンドの賃貸借料といたしまして、4カ月分11万4,000円を計上させていただきました。

ページをめくっていただきまして、11ページ、16款寄附金でございます。指定寄附金といたしまして46万4,000円計上しておりますが、これは、ふるさと納税として現在までにいただきましたものを歳入として計上させていただいております。

17款繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金といたしまして1億475万9,000円計上しております。これは、起債の償還に充当するために取り崩しを行うものでございます。

続いて、18款繰越金、繰越金、前年度繰越金といたしまして776万8,000円、財源不足分の充当で計上いたしております。

19款諸収入、雑入、雑入といたしまして、後期高齢者医療保健事業の補助金に3万6,000円、相楽東部広域連合派遣職員負担金と地方税機構への派遣職員の負担金、こちらは人事異動によりまして人件費の調整が行われましたので、それぞれ増額、減額を計上させていただきます。

続きまして、20款町債、災害復旧事業債で、農林施設の災害復旧債を20万円計上いたしております。農林施設の災害復旧事業といたしまして2件、それぞれ10万円を起債充当できましたので、計上させていただきました。

歳入のほうは以上となります。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。12ページ以降の歳出になります。

なお、歳出各費目におきましては、今回、人事院勧告に伴いまして、給料、職員手当、共済費の人件費に係る部分をそれぞれ計上させていただいておりますが、先ほど可決いただきました給与条例の改正に伴うものでありますので、今回の説明は省略させていただきます。

それでは、12ページの2款総務費から説明させていただきます。

人件費以降の旅費、需用費、役務費でございますが、旅費につきましては、出張旅費の増額に伴う5万円増額、需用費の63万円、光熱水費と役務費の8万8,000円、通信運搬

費でございますが、それぞれ4月以降に電気代の単価なり送料が増額しましたため、その分を増額させていただきました。

13ページ、めくっていただきまして、総務管理費、一般管理費の委託料で27万円、例規影響調査を委託ということで27万円計上しております。こちらは、マイナンバー法が導入されまして、うちの条例に関係する分の影響調査を委託するための27万円となっております。こちらについては継続費として27年度にも一部計上させていただく予定ですので、よろしくお願ひします。

負担金といたしまして146万5,000円、内容といたしましてはTRY-Xシステムの負担金で96万円、こちらは介護保険会計からの組み替えとなりまして、前年度までは介護保険に係る部分については介護保険特別会計で見えておりましたが、今回一括となりましたので、一般会計に組み替えるものでございます。次に、相楽東部広域連合の負担金といたしまして3万5,000円、これは東部連合の補正予算なり起債を町で借りる分につきまして増額となったものでございます。同じく笠置中学校の経費の南山城村への支出でございますが、中学校組合としてありましたものを一旦南山城村の会計から連合へ支出していただいておりますが、そちらの分のこちらからの支払いの増額となったものであります。

続きまして、3目の財政管理費46万5,000円の増額をしております。積立金といたしまして、ふるさと納税で歳入のほうで計上させていただいております分を今度ふるさとづくり基金として積み立てるために、歳出のほうも計上させていただきました。

続いて、すみません、14ページ下段の統計調査費になります。

歳入のほうでも御説明させていただきましたが、工業統計調査費と農林業センサスの調査費の交付額が確定いたしましたので、歳出のほうも中で調整を行いまして減額の1万3,000円としたものでございます。

続いて、17ページになります。

下段で4款衛生費の清掃費、塵芥処理費の負担金でございます。相楽東部広域連合への分担金といたしまして、衛生費524万2,000円を計上しております。こちらについては、当初、起債を連合で借りる予定をしておりましたが、笠置町で過疎債を借りるほうが有利だということで、組み替えをいたしまして分担金として連合へ支出するために計上させてもらっております。

それから、続いて19ページになります。

7款土木費、下段のほうの道路橋梁費で、道路橋梁総務費の需用費といたしまして、光熱

水費2万8,000円を増額いたしました。こちらは、一般管理費の光熱水費でも上げさせていただいたように電気代の単価が上がりましたので、今回補正をさせていただいたものです。

続いて、20ページ、8款消防費、非常備消防費の需用費で燃料費を計上いたしております。こちらは、今年度、操法大会等がありまして、かなり積載車等の燃料代が必要となっておりますので、計上させていただきました。

続いて、9款教育費、教育総務費、教育委員会費で負担金補助及び交付金35万4,000円ですが、これは相楽東部広域連合の補正が行われております。それに対応いたしました教育関係分の増額となっております。35万4,000円増額しました。

歳出の最後、10款公債費ですが、元金といたしまして1億481万5,000円、これは長期債を起債の繰上償還に充てるための元金でございます。財源は、歳入のほうで説明いたしました減債基金を充当させていただいております。利子につきましては24万1,000円減額となっておりますが、繰上償還に伴う利子になり、10年の利率改定の見直しによりまして減額が起こったため、今回ここで減額させていただきました。

以上、総務財政課所管の分について説明を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

企画観光課が所管いたします補正予算について御説明を申し上げます。

まず、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費で53万円を補正計上しております。節区分といたしまして、賃金でアルバイト賃金として23万1,000円、それと需用費で印刷製本費、これにつきましては以前つくりました「笠置のイカした生き方帖」の在庫が少なくなったということで増刷するもので、印刷製本費として19万5,000円を計上させていただいております。それと、使用料及び賃借料で車両リース料として10万4,000円、合わせまして53万円を計上させていただいております。

それから、次に19ページでございますが、6款商工費、1項商工費、4目産業振興会館費、その需用費でございますが、修繕料といたしましてエレベーターの一部部品の交換、それと炊事場のガス給湯器がかなり年数がたっているということで給湯器の交換ということで9万2,000円を計上させていただいております。以上です。

議長（西岡良祐君） 続きまして、保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、保健福祉課が所管します歳出予算について御説明申し上げます。

15ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、この中で主なものを御説明申し上げますと、まず19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは、当初いづみ福祉会が建設を計画いたしておりました共同生活介護施設の補助金が確定いたしましたので、その事業費の確定に伴う笠置町の負担金9万8,000円を減額しております。それから、23節の償還金利子及び割引料につきましては、25年度の自立支援給付の国保に係ります返還金の確定45万4,000円を計上しているところでございます。合わせまして、給料も含めて142万2,000円というふうな人件費も含めまして補正額になっております。

それから、15ページの下段、4目老人福祉費、この中で主なものを御説明申し上げますと、15ページの最後の20節扶助費190万3,000円、歳入のほうでも総務財政課長のほうから説明がありましたとおり、老人医療費の10月までの実績推計をいたしまして、当初の見込みより予想が上回ったことによりまして、上半期も下半期も恐らく上昇傾向はとまらないだろうというふうな予想の中で増額計上させていただいております。190万3,000円です。

それから、16ページにまいりまして、28節繰出金149万1,000円、これはまた別途介護保険のほうで御説明申し上げますが、主に介護給付費の増額によります一般会計負担分を計上しているところでございます。

それから、老人福祉施設費で、これは町長の御説明にもありました包括支援センターの移設、居宅介護支援事業所もですが、これに伴うものが主になっております。

まず、11節の需用費でございますが、この中で消耗品、看板等もろもろのもの、それから修繕料、これは現在の笠置町のデイサービスの裏にあります倉庫の移設、それから雨どいの修理を計上しております。15万円と7万円とで22万円。それから、15節の工事請負費79万5,000円でございますが、改修工事費として一括計上しておりますが、この内訳は、空調50万円、それから電灯12万円、それから電話回線9万円、それからフロアが7万円と、約79万5,000円というふうなことで計上しております。それから、備品購入費にありますのは、電話機2万円を計上しております。

それから、17ページにまいりまして、民生費、児童福祉費、保育園費の7節の賃金でございますが、21万円計上しております。当初予定しておりませんでしたゼロ歳児保育の方がふえて、そういうこと等により臨時職員の雇用の必要が生じたので、約1カ月分の臨

時職員分を計上させていただいたということでございます。

それから、同じページの衛生費、保健衛生費の2目の予防費、償還金利子及び割引料でございますが、これは新たに後期高齢者医療の健康増進事業という補助金がございます、各地区で実施させていただいておりますすこやか元気クラブの事業に対して、新たに若干ではございますが補助金が確定しましたことによりまして、その確定によります償還を計上したところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。

人権啓発課所管の歳出予算について御説明させていただきます。

15ページをお願いします。

民生費、社会福祉費の中の社会福祉施設費、委託料で46万9,000円を計上しております。これにつきましては、耐震診断の委託料にあわせまして、今回、耐震診断に係ります部分で、地方改善施設整備事業の中で耐震診断も含めまして隣保館改修という補助メニューで28年度に採択いただく分として計上しているんですが、その耐震診断とあわせまして、耐震診断以外の改修分を今回予算計上させていただきました。中身としましては調査及び概算設計で、内容は、入り口の自動ドア及びその取り付け等に係ってくる段差解消、館内全域ですが床とか壁等の不良部分の改修、木製建具の改修、電灯器具や冷暖房設備の改修を調査と概算設計していただくというものでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課所管の歳出予算の説明をさせていただきます。

予算書18ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、目で農業委員会費でございますが、補正額184万6,000円となっております。節の区分といたしまして、報酬6,000円、こちらは委員報酬でございますが、本年7月の改選により2名の委員が交代されましたことによりまして報酬に不足が生じたということで、その分を計上させていただいております。

同じく節の区分で委託料184万円、内訳といたしましては、農地情報管理システム保守ということで4,000円でございます。こちらにつきましては、システム保守の年間委託ということでやっておりますでございますが、4月以降の消費税増額分につきましては、このほど差額を計上させていただいたということでございます。同じく農地情報管理システム

改修ということで183万6,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、本年4月施行されました改正農地法によりまして、農地台帳に記載しなければならない項目というものの追加や帳票の出力並びに地図情報等の整備を行うためのシステム改修費を計上させていただきます。

次に、中段になりますが、同じく5款農林水産業費、2項林業費、目で林業振興費でございますが、補正額28万1,000円を計上いたしております。節の区分といたしましては委託料、これにつきましては山城地域広域有害鳥獣捕獲事業委託といたしまして28万1,000円を計上しておるものでございます。こちらにつきましては、昨年度、南山城村との合同で広域捕獲を行ったものでございますが、今年度につきましては、それに加えて和東町との合同で開催、計2回の実施を予定しておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

19ページ中段でございますが、7款土木費、1項土木管理費、目で土木総務費でございますが、節の区分の中で賃金44万4,000円の減額となっております。これにつきましては、事務アルバイトの減少に伴いまして44万4,000円を減額させていただいております。

次に、21ページをお願いいたします。

13款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、目農業災害復旧費、補正額20万円。節の区分でございますが、工事請負費として20万円を計上いたしております。中身といたしましては、農業用施設災害復旧工事ということで20万円、こちらにつきましては、本年8月24日から25日にかけての豪雨災害により、東部地内におきまして農道ののり面が崩落するという、小規模なものでございましたが、こちらのほうの復旧に充てる予定でございます。

同じく目で林道施設災害復旧費、補正額20万6,000円。節の区分といたしまして、賃金10万1,000円、作業員賃金、使用料及び賃借料4万4,000円、機械等賃借料、原材料費として6万1,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、西部地内横川林道におきまして、同じく8月24日から25日にかけての豪雨災害によりまして、路面陥没するといった被害がございまして、そちらのほうの復旧に充てた費用でございます。

いずれも40万円未満の小規模な災害でありましたため、国の災害復旧事業の補助対象になっておりませんでした。このほど一般単独災害復旧事業債の起債が可能となったということで計上させていただくものでございます。以上でございます。



議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、11ページと20ページの基金の繰入金、歳出が20ページで繰上償還になっていますね。減債基金繰入金が1億475万9,000円、歳出で一般から5万6,000円足して1億481万5,000円となっております。この減債基金の残高は、ことしの9月に議会でありました決算書の残高は1億4,378万7,507円となっております。そうすると減債基金残が約3,000万となります。なぜ今この多額の金額を償還されるのか、どの建物の償還に使われるのか。その必要性というか、なぜ使われるんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。今の御質問にお答えさせていただきます。

繰上償還を予定しておりますのは、いこいの館の償還に当たる部分でありまして、償還の最終年が平成27年度となっております。その当時、一般単独債で借りておりまして、利率も高いものですので、今回償還いたしまして全ての償還を終了させてしまおうと思ひまして充当させてもらったものです。

おっしゃったように、減債基金につきましては4,000万弱とかなり減ってしまいますが、通常の財調基金とも合わせまして2億近くまだ残っておりますので、今回そういう利率のこともありましたので、償還させていただくということで計上させていただきました。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

減債基金条例の処分というのは、この条例の第何条何号によって証明されておるんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、失礼します。申しわけありません、お待たせしました。

第5条によりまして、処分をすることができるということでしております。こちらの項目に当てはめまして、うちのほうで償還させていただくということになっております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 第5条といいましても、第1号から第4号までであるの。第何号になるんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 第3号になります。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） そうですね、第5条第3号ですね。

これは、何でいこいの館を1年間前に償還しなければいけないという、本当の理由というのは、先ほど何かちょっとおっしゃっていましたが、その理由が私にはちょっとわからないんですけれども、以前に私も京都府に行ったとき、いこいの館の建設事業費というのは、当時22億2,600万円、それから道路とか橋とかをつくって23億1,000万余りやったかな、当時の起債。その内訳で、府の補助金が4,500万円、それから起債が19億200万円、一般財源が2億7,900万円、それで22億2,600万円となっております。

それで、この府の補助金が問題で、これはデイサービスの補助金と聞いておるんですけれども、デイサービスを民営化するために補助金を一括で返されるんじゃないんですか。私は府に行ったときにもちょっとそういうニュアンスで聞いたことがあるんですけれども、どうですか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま大倉議員の質問、また一番初めに質問にあった減債基金を使って取り崩した必要性、また効果等という質問で私は受け取らせていただきましたので、そのような答弁をさせていただきたいと思います。

まず、府の補助金でございますけれども、これはデイサービスセンター関係なしに、あくまでいこいの館の建設に対する府補助金をいただいたということでございます。

それと、今なぜするのかという部分でございます。それは、先ほど総務財政課長の申し上げましたとおり、利率の高い部分もでございます。それ以外に、一番の効果というのは、各議員さんから、いろいろ財政の厳しい中という話で、財政指標の話をしていただいております。特に、実質公債費比率及び経常収支比率でございます。これを一括償還することによって、約9,000万がいこいの館で今回取り崩してやるわけでございます。そこで、経常収支比率は、当町の場合、約1,000万で10%下がるわけでございます。今105%余りの経常収支比率が来年は多分100%を割ろうかなというぐあいに考えておりますし、また、実質公債費比率につきましても18%を切って健全な中にいますけれども、それをすることによって、より一層笠置町の健全な財政運営が今後図られることを希望しながら、今回、繰上償還させていただきました。

それと、もう一点は、笠置町の交付税で関係します標準財政規模と申し上げるのが8億弱だったと思いますけれども、身の丈経営という部分で考えるとするならば、今後、公債費等も減額した中で、今13億余りの予算額を私はやっぱり12億までの予算にするというのが身の丈経営の笠置町の本来のあるべき姿かなと、そういうぐあいに考えておりました、財政当局と十分話をさせていただいて、今回、繰上償還させていただきました。このことについては、住民の皆様方にも多分理解をしていただけるし、また議員の皆様方にも、当然、笠置町の行く末を考えるとするならば、この方法については御理解をいただけるものという思いで、今回提案させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

最後に、この決算認定の関係で見ると、大体前年度で2,000万プラスになっていますね。大体毎年これぐらいになって積み立ててくるんですか。その辺がちょっとわからない。この決算を見れば、決算の中で前年度末高で1億2,000万で、決算中増減額が2,000万、それで決算年度末が1億4,000万となっておるんですけれども、大体2,000万ぐらいが年間たまるというか、私もその辺ちょっとわからないですけれども、どうですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございます。

25年度の決算書の中で、減債基金へ積み立てた話で、毎年されるかということでございます。

昨年度は、国の補正予算等々が非常にありがたくいただいた。それで、収支の中で2,000万ぐらいを積み立ててもまだ大丈夫やということで、今後の繰上償還等々踏まえた中で減債基金へ積ませていただいた。というのは、一般的にいえば財政調整基金へ積むのが当たり前かなと思いますけれども、ただ、府の補助金やらを有効活用した中で、残ったものはやっぱりある程度目的を持ったところへ積み立てるとというのが本当の考えであるというぐあいに我々は考えましたので、減債基金へ積んだということでございます。これは毎年積めるものではございません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

10ページのいこいの館多目的グラウンドの貸付料ですけれども、11万4,000円と

載っていますけれども、貸し付け面積と単価と条件、それを3つ、ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの石田議員の御質問に対しまして回答させていただきます。

デイサービスの移譲とともに、多目的グラウンドに伊佐治医院の移設、それから伊佐治医院の院外薬局であるマツヤマ薬局の移設、これは議員の皆様初め関係者の皆様の御理解により、10月の中旬から下旬にかけて、双方契約させていただきました。それに基づいて、この予算を計上したところでございますが、ここに上がっております補正は、グラウンドのほうに伊佐治医院を移設する、あるいはマツヤマ薬局が移設する、それで賃貸借契約上、12月9日から年度末までの分を計上させていただいています。

先ほどの御質問でございますが、伊佐治医院さんのほうは318平方メートル、それから平米単価が800円、これは実勢価格でございます。その約12分の4カ月、12月は日割り計算しておりますので、びっしりとは合いませんが、8万弱と。それから、マツヤマ薬局さんのほうは141平米、同じく800円の単価で期間も同じ、3万5,000円少々というふうなことでございます。

それから、条件でございますが、契約書の中に、マツヤマ薬局さんのほうは、当然使用目的というふうなところで誓約をさせて、まだほかにもあるんですけれども、まず使用目的で、保険薬局の建設用地以外は供してはならない、あるいは、伊佐治医院さんの契約の中では、医療及び介護事業所の建設用地以外に供してはならないというふうな目的を設定して、賃貸借契約をしているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

ふるさと納税していただいたお金46万4,000円、このお金、ふるさとづくり基金に積み立てられることになっております。

ふるさとづくり基金は、桜の植栽、保全に使ってくださいと御寄附をいただいたお金で、基金として残されているものだと理解をしております。ほかの事業には使わないでくださいとも申し入れを受けているものであります。

この基金と、こういう違った目的のお金を混同して積み立てられることには、問題はないんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ふるさとづくり基金というのは、植栽の部分だけではなく、寄附をいただいた、これに使ってくださいというふるさと納税をしていただいた項目によって、それぞれで管理しております。確かに名前といたしましては、ふるさとづくり基金という基金名にはなっておりますけれども、福祉の部分に役立ててください、それから観光の部分であったり、どの部分に充てていただいても結構ですという、寄附いただいた方の御意思に沿って項目としては把握しておりますので、混同しているということはありませんので、御了承ください。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 話はわかりました。ふるさとづくりの中で、そういう項目別に分かれておるということですね。だったら、今、桜の植栽、保全に関して、どれぐらいの基金が残っているんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、植栽の部分に関しましては、現在1,700万程度残額があったように把握しております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私、理解が悪いかもしれませんが、その全体の中で、桜の保全、植栽に使われる分と、福祉に使ってくださいとか、そういうことの目的でふるさと納税をしていただいた部分と分けておられると、今説明を受けました。全体的に1,700万あると今答弁いただいたんですけれども、その中で桜の植栽、保全に関するお金はどれぐらい残っておるんですかと聞いております。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、失礼します。

25年度末決算で、先ほど大倉議員も見ていただいていたふるさとづくり基金としては、計上させていただいている金額になっております。

桜の植栽の部分に関しましても、余り変わらないといいますか、1,400万ちょっとになっていたと思います。この項目で幾らというと、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、全体額でしか把握しておりませんでした。ふるさと納税していただいた方の申請書なりで分けごとに金額は把握できると思いますので、そちらのほうは今は全体額でしかちょっとお答えできませんでしたが、御了承ください。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長、答えられるやろう。

企画観光課長（山本和宏君） 総務財政課長が申しましたように、桜につきましては約  
1, 400万ほど残っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 要望ですけれども、桜の保全のチームの方も、この基金の残高を見られて、あと1, 700万ほどあると、そのように認識されておるわけですから、こうやってぱっと見ただけでも、桜の保全にはこれぐらい残っておる、福祉関係にはこれぐらい残っておる、そういうことが一目瞭然にわかるように提示していただきたい。そのことをお願いしておきます。

議長（西岡良祐君） よろしいか。ほかにないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第35号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第35号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時34分

再 開 午後1時30分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第10、議案第36号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第36号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ

それぞれ6,941万7,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では繰越金、歳出では一般管理費での人事院勧告に基づく人件費の増額並びに簡易水道施設費での委託料の減額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第36号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

予算書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございますが、5款繰越金、1項繰越金、目繰越金、補正額68万2,000円。節の区分でございますが、繰越金、前年度繰越金といたしまして68万2,000円を計上したところでございます。今回の補正の財源として充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。7ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、目一般管理費、補正額120万2,000円。節の区分でございますが、給料1万8,000円、一般職給1万8,000円、これは先ほど一般会計のほうでも御説明いたしましたとおり、人事院勧告に基づきます増額分を計上したものでございます。

次に、同じく節の区分で職員手当114万8,000円、扶養手当4万6,000円、時間外勤務手当104万円、期末勤勉手当6万円、退職手当組合2,000円。このうち時間外勤務手当につきましては、これまで10月分までの実績に基づきまして、今後の見込み額を算出し、計上させていただいたものでございます。それ以外につきましては、先ほどの項目と同じく人事院勧告に基づきます増額分を計上したものでございます。

同じく節の区分で、共済費3万6,000円。内訳といたしまして、職員共済組合3万3,000円、公務災害補償基金3,000円。こちらにつきましても、先ほどと同じく人事院勧告に基づきます増額分の計上となっております。

次に、2款衛生費、1項上水道費、目簡易水道施設費でございますが、補正額といたしまして52万円の減額となっております。節の区分といたしまして、委託料で、水道メーター検針に係ります委託料52万円の減額をしたところでございます。こちらにつきましては、昨年度末から検針員のほうを募集しておりまして、本年4月から委託を予定しておりました

ところ、今のところ応募していただいた方がないということで、引き続き募集はしておるところでございますが、12月分までの現時点での不用額を減額させていただくものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第36号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第36号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第11、議案第37号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第37号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,634万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,755万7,000円とするものでございます。

主な提案内容は、歳入歳出とも保険給付費見込みの上昇により増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第37号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

予算書の6ページの歳入から御説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、歳入のほうも歳出の保険給付費約



1, 700万弱になるんですが、それに係ります公費負担分、最後の繰越金を除きまして歳出の80%を公費で賄う予算組みをしているのが歳入でございます。

それでは、順に説明申し上げます。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で290万2,000円。

国庫支出金、国庫補助金、1目調整交付金で101万5,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で2万7,000円、合わせて104万2,000円。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で490万5,000円。

府支出金、府負担金、介護給付費負担金259万4,000円。

次のページにまいりまして、府支出金、府補助金、2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で1万3,000円。

それから、繰入金、一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で211万3,000円、それから3目地域支援事業繰入金で1万3,000円、4目その他一般会計繰入金でうろこの63万5,000円、合わせて149万1,000円を計上しております。

それから、繰越金でございますが、これは公費ではございませんで、一般財源として充当するものでございます。20%分です。これを繰越金の339万8,000円を充当しているところでございます。

歳出にまいります、8ページ。

総務費、総務管理費、一般管理費のほうでは、うろこの94万6,000円を減額しております。旅費では1万4,000円、若干ふやしておりますが、96万円の減額は一般会計のほうで見ることになりましたので、その分を振りかえさせていただいた。

それから、中段の総務費、介護認定審査会費につきましては、当初約100件というふうな、件数としてはそれぐらいのものを見ていたんですけれども、やはり上昇傾向にございまして、件数の増加というふうなことで、役務費で主治医意見書作成料17万3,000円、それから負担金補助及び交付金のほうでも、件数割れしてございますので、その関係上、負担金がふえます。13万8,000円の増額をした。合わせて31万1,000円の増という補正でございます。

それから、本体の介護給付費でございます。8ページの下のほうからでございますが、居宅介護サービス給付費につきましては712万円、それから施設介護サービス給付費につきましては961万3,000円。それから、次の9ページも同じ項目でございますので、あわせて御説明申し上げますが、居宅介護住宅改修費で18万円、合わせて1,691万

3, 000円を今回この給付費で補正させていただくものでございます。

この要因としましては、居宅介護というのは、主に通所介護等々でございます。それから、施設介護というのは、特養なり老健施設というふうなところがメインになるわけでございますが、やはり緊急に入所をされた方、あるいは全体的に居宅サービスが増加しているというふうなことから、こういう増額を計上したというふうなことでございます。

それから、9ページの最後の地域支援事業費につきましては、ケアマネの人件費に係る人事院勧告の部分でございます。6万7,000円を計上させていただいているところです。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第37号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第37号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月17日午前9時30分から開会いたします。通知は省略します。

本日は御苦勞さまでした。

散 会 午後1時45分